

令和元年8月23日

神戸市長 久元喜造様

神戸市監査委員	細川明子
同	吉田基毅
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

決算及び基金運用状況の審査意見の提出について

地方公営企業法第30条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定により、平成30年度神戸市公営企業会計（下水道事業会計，港湾事業会計，新都市整備事業会計，自動車事業会計，高速鉄道事業会計，水道事業会計，工業用水道事業会計）決算及び決算附属書類並びに平成30年度神戸市下水道事業基金運用状況を審査し，次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成30年度神戸市公営企業会計決算審査意見

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の方法	-----	1
第3	審査の期間	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
下水道事業会計			
1	総括	-----	8
2	業務実績	-----	10
3	予算の執行状況	-----	11
4	経営成績	-----	13
5	利益剰余金の処分と資金在高	-----	15
6	財政状態	-----	16
7	その他	-----	19
	《決算審査資料》	-----	22
港湾事業会計			
1	総括	-----	24
2	業務実績	-----	27
3	予算の執行状況	-----	29
4	経営成績	-----	31
5	利益剰余金の処分と資金在高	-----	34
6	財政状態	-----	35
7	その他	-----	37
	《決算審査資料》	-----	40
新都市整備事業会計			
1	総括	-----	42
2	業務実績	-----	44
3	予算の執行状況	-----	46
4	経営成績	-----	49
5	利益剰余金の処分と資金在高	-----	52
6	財政状態	-----	53
7	その他	-----	55
	《決算審査資料》	-----	57
自動車事業会計			
1	総括	-----	60
2	業務実績	-----	61
3	予算の執行状況	-----	62
4	経営成績	-----	63
5	利益剰余金の処分と資金在高	-----	67
6	財政状態	-----	68
7	その他	-----	70
	《決算審査資料》	-----	74

高速鉄道事業会計

1 総括	76
2 業務実績	78
3 予算の執行状況	79
4 経営成績	82
5 利益剰余金の処分と資金在高	87
6 財政状態	88
7 その他	90
《決算審査資料》	94

水道事業会計

1 総括	96
2 業務実績	98
3 予算の執行状況	99
4 経営成績	102
5 利益剰余金の処分と資金在高	105
6 財政状態	106
7 その他	108
《決算審査資料》	111

工業用水道事業会計

1 総括	114
2 業務実績	115
3 予算の執行状況	116
4 経営成績	118
5 利益剰余金の処分と資金在高	121
6 財政状態	122
7 その他	124
《決算審査資料》	127

平成30年度神戸市下水道事業基金運用状況審査意見

第1 審査の対象	130
第2 審査の方法	130
第3 審査の期間	130
第4 審査の結果	130
第5 基金の運用状況	130

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 該当数値はあるが、単位未満のもの。対前年度増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「—」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう「消費税」とは、消費税及び地方消費税をいう。

平成30年度神戸市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成30年度	神戸市下水道事業会計決算
平成30年度	神戸市港湾事業会計決算
平成30年度	神戸市新都市整備事業会計決算
平成30年度	神戸市自動車事業会計決算
平成30年度	神戸市高速鉄道事業会計決算
平成30年度	神戸市水道事業会計決算
平成30年度	神戸市工業用水道事業会計決算

第2 審査の方法

- 1 この審査では、各事業の会計決算諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを審査するとともに、各事業の運営が経営の基本原則に基づいて行われているかどうかについて分析した。
- 2 決算諸表の表示については、決算諸表の計数と総勘定元帳等の会計帳簿及び証拠書類の計数との照合、証拠書類の点検、帳簿記録の審査及び責任者に対する質問等により検証した。
- 3 事業の運営については、主として年度比較により事業の推移を把握し、その経営内容を分析した。

第3 審査の期間

令和元年5月22日～8月23日

第4 審査の結果

- 1 決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。
- 2 事業の運営については、総じて経営の基本原則に沿って行われていると認められた。
業務面では、各事業において市民生活の安定、経済の活性化及び都市基盤の整備を図り、公共の福祉の増進に努めた。
経営面では、第1表のとおり、7事業会計のうち自動車事業会計が1億円未満の純損失を計上したが、7事業会計全体の当年度純利益では差し引き171億円の黒字となっている。また、当年度末で未処理欠損金を計上しているのは高速鉄道事業会計で、その額は747億円となっている。
資金面では、流動資産から流動負債を差し引いた資金在高（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第4条の額）が自動車事業会計でマイナスになっているが、全体では1,963億円のプラスとなっている。

第 1 表 当年度純損益等の状況

(単位：億円)

会 計	当年度純利益	未処理欠損金	資金在高
下 水 道 事 業	9	—	268
港 湾 事 業	85	—	348
新 都 市 整 備 事 業	17	—	1,140
自 動 車 事 業	△ 0	—	△ 18
高 速 鉄 道 事 業	22	747	46
水 道 事 業	32	—	158
工 業 用 水 道 事 業	4	—	18
合 計	171	747	1,963

備考：資金在高は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第4条の額である。資金在高の主な内容は、利益剰余金（未処分利益剰余金、特定目的の積立金）と損益勘定留保資金である。

以下、各事業会計ごとに総括、業務実績、予算の執行状況、経営成績及び財政状態について述べる。特に、審査意見において述べている事項について留意されたいが、その概略は次のとおりである。

(1) 下水道事業会計

上下水道審議会に対して諮問を行っていた「今後の下水道事業の経営と使用料制度のあり方」について、令和元年6月に答申があり、平均改定率7%の下水道使用料改定案が示されたが、よりいっそう資産、資源を活用した収入の確保や業務改善、民間活力の導入や投資の選別などによる効率的な経営も尽くしたうえで、使用料改定を検討されたい。

雨水処理についてはこれまで計画的に整備され、一定の水準を確保しているが、近年、大雨の頻度が増している中、浸水被害が発生しており、これらの被害地域においては緊急対策に加えて、抜本的な浸水対策についても、関係部局とも連携しながら充実を図られたい。

(2) 港湾事業会計

神戸港は、トランシップ機能の回復に向け、国の集貨支援制度を活用し、瀬戸内・九州方面からの集貨を進めるとともに、アジアの東端に位置する立地を活かし成長著しい東南アジア地域からの貨物を集貨して、北米へ運ぶ取組を進めている。

選ばれる港となるため、引き続き、官民一体となって港湾コストの低減、スピードやサービス水準の向上を目指した取組を推し進め、手続きのIT化などにも取り組み、より使いやすく、使われる、魅力ある港づくりを進め、さらなる港勢拡大を推し進められたい。

「デザイン都市・神戸」のリーディングエリアであるウォーターフロント地区では、スポットだけではなくまちとウォーターフロントをつなぐ面的な整備を行うことで回遊性を高め、市民や観光客が行きやすく、利用しやすい魅力あるウォーターフロントを目指されたい。

また引き続き、新たなクルーズの取込や、出入国手続きの円滑化、おもてなしの充実、必要な基盤の整備を図り、神戸港を母港（発着地）とするクルーズ客船の増加を図られたい。

(3) 新都市整備事業会計

神戸の特性を最大限に活かし、「医療」「航空・宇宙」「新エネルギー」「IT」をはじめとする戦略産業等の企業誘致を進め、雇用の確保、市政及び財政への貢献に寄与されたい。

ニュータウンのオールタウン化に対応するため、少子超高齢社会の進展に伴って生じる地域ニーズの変化を注視、把握して、あらゆる世代にとって住みやすいまちとなるよう、ニュータウンの魅力向上に努められたい。

(4) 自動車事業会計

平成30年度からは交通局採用職員の給与本俸の削減を実施し、資金面でも改善に取り組まれているが、今後は、車両更新時期が本格的に到来するため、これまで以上の抜本的な資金面での検討をされたい。

なお、平成31年4月21日に発生した市バスによる死傷事故については、被害に遭われた方へ誠心誠意対応するほか、利用者と歩行者に配慮した運転を徹底し、再発防止に全力をあげて努められるとともに、安全運行を通じて市民が安心して外出できるような環境づくりに努められたい。

(5) 高速鉄道事業会計

海岸線は、乗車人員、乗車料収入は増加傾向にあるが、ランニング収支の均衡は未達成である。今後、沿線の住民や事業者等との連携をよりいっそう深め、乗客増対策と事業の効果を地域一帯、沿線全体の活性化につなげて、ランニング収支の均衡に向けて全力で取り組まれたい。

また、西神・山手線で、新型車両納入、ホームドアの全駅への設置等、新たな投資も計画されているほか、令和2年10月までに北神急行線との一体的運行実施を目指している。利用状況や社会実験結果を分析して、北神急行線との一体的運行を活かした各線の利用促進と市民サービス向上を図り、収入を増加させられたい。さらに、駅ナカビジネスや土地活用の推進等、付帯事業の収益力もあげることで、全線としての経営基盤の安定につなげられたい。

(6) 水道事業会計

配水管など水道施設の経年化が進む中、更新時に水源や水道施設をダウンサイジングし、水道システムの最適化と耐震化を推進することとしている。

配水管の更新については、施行業者が入札に応じやすい環境づくりをしながら、実施に取り組まれたい。

水道事業の広域化が模索されている中、一般財団法人神戸市水道サービス公社は、他都市水道事業体からの業務委託等に取り組んでいる。水道局は、水道事業を取り巻く環境の変化

に応じて公社の役割を見極め、今後の活用のあり方を検討されたい。

(7) 工業用水道事業会計

工業用水道の施設は経年化が進んでおり、更新にあたっては投資の平準化、効率化のほか、広域連携の研究などに取り組まれない。

その他、検針の効率化等が期待されるスマートメーターについて、早期導入に向け、さらなる課題の整理及び検証を進められたい。

【参考】

地方公営企業会計制度の見直し

[平成 26 年度予算決算から適用]

1 繰延収益への計上と減価償却見合い分の収益化

- ① 償却資産の取得に伴い交付される補助金，一般会計負担金等については，「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上する。
- ② 毎年度，償却資産の取得に要した価格全体に対して減価償却を行う。
- ③ 減価償却見合い分を長期前受金から減額し（または収益化累計額として計上し），同額を「長期前受金戻入」として収益に振り替える。
- ④ 会計制度見直し初年度（平成26年度）は，移行処理として，償却資産にかかる資本剰余金のうち，過年度減価償却見合い分を利益剰余金に振り替えている。

2 引当金

① 退職給付引当金

年度末に全職員（年度末退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を計上している。

（経過措置）会計基準見直し時点での計上不足額については，全職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内（ただし最長15年以内）で均等に分割して計上することができる。

3 民間基準の導入など

- ① 借入資本金の負債計上
- ② 繰延資産の廃止
- ③ たな卸資産の低価法を義務付け
- ④ 減損会計の導入
- ⑤ リース会計の導入
- ⑥ セグメント情報の開示を導入
- ⑦ キャッシュ・フロー計算書の作成義務付け
- ⑧ 勘定科目等の見直し
- ⑨ 組入資本金制度の廃止